

令和4年8月25日

令和4年8月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年8月25日（木）午後1時45分から午後2時45分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （13人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕
2番 久米 基敬
3番 黒住 敬
4番 笠井 義晴
5番 吉浦 武夫
6番 山口 弘司
8番 藤井 利夫
9番 中村 恒夫
11番 桑内 千恵美
12番 大西 佐知子
13番 加藤 賢司
14番 井内 茂種

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第38号 非農地証明願について
- 報告第39号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第40号 農地法施行規則第29条第1号の規定、転用制限の例外による届出について
- 報告第41号 農地法第18条第6項の規定による通知について

局長 それでは、ただいまより令和4年8月石井町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日、10番 吉村委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は13番 加藤職務代理、14番 井内委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号100については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号100、高原字西高原の担当であります6番 山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6番 議案第36号、受付番号100について説明いたします。

8月17日に、矢部会長と藤井委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条の所有権移転の件で、代理人に会い現地確認及び聞き取りを行いました。

申請地は、高原字西高原〇〇〇番〇、登記簿が田、現況は休耕地、地積は995㎡です。

譲渡人は町外に居住しており、農業を営んでいる譲受人に農地の所有権を譲りたいとのことです。

農機具は、申請地の北側にある宅地から出入りします。

譲受人は水稻等を栽培しており、農業に必要な農機具も揃っております。

所有農地は、石井町の下限面積要件を満たしております。

農業従事要件について、譲受人は年間200日従事し、家族で農業を営んでおります。

権利を取得する農地に関しては、境界が明確であり、隣接する農地等への影響はないと思います。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号100について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号100は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については10件申請がありました。
なお、受付番号110は、受付後に取り下げの申請がされております。
(議案書に基づいて内容を説明)
以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、取り下げのあった受付番号110を除いて審議を行いたいと思います。
まず、受付番号101について、高川原字南島の担当であります14番 井内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

14番 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。
8月18日に加藤職務代理、大西委員と私の3名で、双方の委任を受けた行政書士及び父親である貸人と、申請地で現地確認及び聞き取りを行いました。
申請地は県道〇〇線より南約30mの高川原字南島〇〇〇番〇、235㎡です。
登記簿が田、現況も田です。
本件は分家住宅の申請で、貸借員は親子の関係にあります。
経済的なこともあり、実家南側農地の一部を借り受けて分家住宅の建築を希望し、申請したとのことです。
造成工事は事業計画書のとおり施行するとのことであり、麻名用土地改良区の意見書、排水等に係る誓約書も添付されております。
近隣農地に影響はないと思われまます。
皆様の審議、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号101の申請地は、平成4年12月に農用地区域から除外された、第2種農地です。
概要につきましては、ただいま井内委員が説明されたとおりです。
転用目的は、分家住宅で、借人が借家で生活しているものの子供の成長等を考えた結果、父の実家の南に隣接する申請地に別世帯の住宅を建設することにしたとのことです。
申請地は、隣接地との境界に擁壁を新設して造成します。
給水は、東側町道を通る給水管から水道を引き込みます。
排水は、合併浄化槽を通して、町道側溝に流します。この側溝の水は、麻名用土地改良区の用悪水路が流末になっていないことを確認しており、北側の県道側溝に流れているであろうとのことです。
住宅の建設に必要な資金については、銀行の融資証明書が添付されております。
徳島県に提出する開発許可申請書の写しが添付されております。
麻名用土地改良区の意見書も添付されております。
この農地転用のため、周辺地域に影響することはないとのことです。
農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。
以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号101について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号101は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号102について、石井字城ノ内の担当であります2番 久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

2 番 議案第37号、受付番号102について説明をいたします。

8月18日に田幡委員、〇〇事務所の担当官と私の3名で、石井字城ノ内の現地にて現況及び状況の聞き取りをいたしました。

譲渡人は、昨年まで稲作をしておりましたが、本年は労働力の問題があり休耕しております。

また、譲受人は稲作栽培の外に事業経営を行っているところ、商品の管理が支店から販売店に移行することに伴い大型車の進入が問題となりました。

進入路の拡張と現在所有する車両の置場が急遽必要となったことで、売買の話をしたところ、合意の運びとなったとのことです。

〇〇〇番〇の駐車場は、雨水を地下浸透させます。

〇〇〇番〇の進入路は、境にコンクリート壁を設けアスファルトで舗装し、現在の進入路の幅を2m拡張させます。この部分の雨水は、現在の進入路に併設されている城ノ内溜池養水組合管理の水路に流れ込む設計となっております。上申書が添付されていることから問題はありません。

以上のことから許可相当と考えられますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号102の申請地は、令和4年7月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま久米委員が説明されたとおりです。転用目的は、駐車場及びその進入路です。

申請地となる駐車場までは町道が通っておりますが、幅員が狭いため、その進入路となる部分も転用します。

申請地は、境界に擁壁を新設して造成します。

また、進入路について、町道の法面にかぶさる形で造成し、その上を舗装することについては、石井町建設課と協議済みです。

雨水について、駐車場部分は地下浸透になります。進入路の雨水は町道を通って南側の旧国有水路に自然排水されます。

申請地は、麻名用水土地改良区の区域外で、水利組合等の意見書は交付されないとのことです。

造成及び舗装工事に必要な資金については、銀行の残高証明書で確認できます。

この農地転用のため、周辺地域に影響することはないとのことです。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号102について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号102は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号103について、石井字城ノ内の担当であります2番 久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

2 番 議案第37号、受付番号103について説明をいたします。

8月18日に加藤職務代理、事務局2名、田幡委員、行政書士、譲受人、譲渡人と私の8名で石井字城ノ内の現地にて現況及び状況の聞き取りをいたしました。

譲渡人は、農地の所有に限界を感じていたところ、道路を挟んだ西側に隣接する譲受人が重機等を含む資材置場が不足していることから、売買に至ったとのことです。

譲受人は、子と建機にかかる事業を経営しており、現在の資材置場が手狭であることから、事業用地を拡張することで業務の効率化を図りたいと考えております。

申請地は段々畑で、西側には、上段の田からの落とし水を流す水路が設けられております。

北側は、石垣となっておりますが、水はけには問題がないことから、下段の田への影響は少ないと見込まれます。

東側には、城ノ内溜池養水組合の水路がありますが、水路まで十分な距離あり、土砂の流入の問題が無いことから、同意書が添付されております。

本申請は、許可相当と考えられますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号103の申請地は、令和4年7月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま久米委員が説明されたとおりです。

転用目的は、資材置場です。

譲受人は、住所地である宅地、城ノ内〇〇〇番〇の一部を資材置場として使用しておりますが、手狭となったため、町道を挟んで東側にある申請地を資材置場として転用します。

申請地の西側町道は、幅員が4mですが、現在の資材置場が問題なく利用できていることから資材の搬入に支障は無いと思われれます。

南側は申請地より高い田で、コンクリート擁壁があります。北側は申請地より低い農地で石垣があります。

東側は水路及びその土揚場で水路沿いに盛土があります。

周囲の土地に影響がないように注意し、境界内で余裕をもって土地を利用することです。

造成については、敷地内の切り土で調整します。搬入土、搬出土はないとのことです。

雨水は地下浸透です。

周囲への影響はないと見込まれます。

銀行の残高証明書で十分な資金があることが確認できます。

申請地については、城ノ内溜池養水組合の管理区域であり、排水についての同意書が添付されています。申請地が段々の田となっているので、農地の上段から下段の農地に流れる水の取水、排水については協議を行い了承されているとのこと。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考え

えております。
以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号103について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号103は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号104について、高原字西高原の担当であります6番 山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

6 番 議案第37号、受付番号104について説明をいたします。
8月17日に農地法第5条の規定による許可申請について、矢部会長、藤井委員と私の3名で申請地に出向き、代理人立ち会いのもと、現地確認及び状況の聞き取り調査を行いました。

申請地は高原字西高原〇〇〇番〇、面積が689㎡、登記簿と現況はともに田となっており、転用目的は資材置場です。

譲渡人は町外に居住しており、耕作が困難で農地の維持に困っていたところ、譲受人が資材置場を必要としていたため、話し合いで売買が決まったとのことです。

譲受人は現在の資材置場が手狭になっていることから、適切に資材の管理を行うため、申請地を資材置場として有償移転してもらうことにしたとのことです。

転用計画について、申請地は現況地盤に盛土して整地の上、碎石を敷きます。

北側の進入部分は、町道と同じ高さとしします。

東側と西側は宅地で、コンクリート擁壁があるため境界に問題はないとのことです。

雨水は地下浸透で、土砂の流出はほぼ無いと思われまます。南側は用水路があるため、資材の土砂等が流れ落ちないように注意するとのことです。

麻名用水土地改良区の意見書が出されております。

転用後に対策すべき被害が生じた場合は、転用者の責任で解決するとのことです。

転用目的、申請内容、添付書類について、何ら問題はないと思われまますので、皆様方のご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号104の申請地は、令和4年7月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま山口委員が説明されたとおりです。

転用目的は、資材置場です。

譲受人は、現在の資材置場が手狭になったため申請地を転用します。

申請地の北側町道は、幅員が5mあるため資材の搬入に支障はないと思われまます。造成は、盛土して碎石を敷きます。町道と同程度の高さとなります。

東西は既存の擁壁があります。南側は、麻名用水土地改良区の水路であり、境界に影響がないように造成高を調整して擦り付けまます。

雨水は地下浸透で、近隣農地への影響はないと見込んでおり、問題が生じた場合は申請者が対応することが明記されておまます。

銀行の残高証明書で十分な資金があることが確認できます。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されておまます。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えておまます。

以上でございまます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようございまますので採決をいたしまます。

受付番号104について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございまますので、受付番号104は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きます、受付番号105について、高原字西高原の担当であります6番 山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

6 番 議案第37号、受付番号105について説明をいたします。

8月18日に農地法第5条の規定による許可申請について、藤井委員と私の2名で申請地に出向き、代理人立ち会いのもと、現地確認及び状況の聞き取り調査を行いました。

申請地は高原字西高原〇〇〇番〇、面積が487㎡、登記簿は田、現況は畑となっております。転用目的は、駐車場と資材置場です。

譲受人は、今の駐車場及び資材置場が手狭になっており、用地を確保する必要があったため、隣接する土地の譲渡人と協議した結果、有償移転に至ったとのことです。

転用計画は、東側の境界の内側に新設コンクリート擁壁を設置し、出入りがしやすいように現況の地盤に南側の町道と隣接する譲受人の駐車場と同等の高さになるよう盛土、整地した後に砕石を敷くそうです。

北側について、申請地を分筆した残地の農地は、新設土留め柵を設けます。今後譲渡人が耕作のために出入りできるよう、譲受人が同意書を出しております。

雨水は地下浸透で、土砂の流出はほぼ無いと思われます。

麻名用土地改良区の意見書が出されております。

転用後に対策すべき被害が生じた場合は、転用者の責任で解決するとのことです。

転用目的、申請内容、添付書類について、何ら問題はないと思われますので、皆様方のご審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号105の申請地は、令和4年7月に農用地区域から除外された、第1種農地です。第1種農地は農地法施行令第4条第1項第2号二及び施行規則第36条により隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するため、併せて利用する土地との合計した地積の3分の1を超えない面積での転用が認められます。

概要につきましては、ただいま山口委員が説明されたとおりです。

転用目的は、駐車場、資材置場です。

譲受人は、平島及び隣接する西高原の駐車場、資材置場が手狭となったため申請地を転用します。

申請地は、既存駐車場、資材置場の東に拡張するため資材の搬入に支障はないと思われます。

東側に新設コンクリートで擁壁を設置し、北側農道との間には新設土留め柵を設置します。南側は町道、西側は既存駐車場、資材置場であるため境界等に問題は起こらないと思われまます。

また、北側に農地が残りますが、耕作に支障が起きないように、通行に関する同意書が添付されております。

造成は、山土にて町道と同じ高さに約40cm程度盛土して碎石を敷きます。

雨水は地下浸透で、近隣に影響がないように配慮することです。

銀行の残高証明書で十分な資金があることが確認できます。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号105について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号105は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号106について、高川原字高川原の担当であります13番加藤職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

13番 議案第37号、受付番号106について説明をいたします。
8月18日に、大西委員と井内委員、1,000㎡を超える案件であるため、事務局からは太田事務局長と片岡主幹、地区担当である私の5名で、代理人の行政書士に聞き取りと現地調査を行いました。
申請地は、高川原字高川原〇〇〇番〇、登記簿が田、現況は畑、面積601㎡と、高川原〇〇〇番〇、登記簿が田、現況は宅地、面積733㎡です。
高川原〇〇〇番〇については、譲渡人の始末書が添付されております。
始末書によると、詳細は不明であるが、相続により所有権を取得した20年以上

前から現在のような状態になっており、このことが農地法に違反することを認識したことから、今後は農地法に定めるに従い一切の手続きを行うことを確約すると述べられています。

譲受人は、隣接地の高川原〇〇〇番〇の宅地と建物を購入することになっており、建物は改修して別荘として利用します。

申請地の高川原〇〇〇番〇に建設されている倉庫も改修して利用します。

また、申請地、高川原〇〇〇番〇については、庭園及び駐車場として整備します。

改修した倉庫で藍染めをするなど趣味と実益を兼ねた作業を行ったり、イベントも行う予定とのことです。

申請地については、整地のみで造成は行わないとのことです。

隣接する農地は無く、空き家状態が解決するので問題はないと思われま

す。以上のことから許可相当と考えますので、ご審議のほど、よろしくお願いし

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号106の申請地は、令和4年7月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま加藤職務代理が説明されたとおりです。

転用目的は、別荘用地です。

既存住宅の敷地である高川原〇〇〇番と雑種地である高川原〇〇〇番〇、〇〇〇番〇等と一体で利用します。墓地である〇〇〇番〇は既に墓がなく、宅地に地目変更予定とのことであり、利用に支障はないとのことです。

申請地である高川原〇〇〇番〇の大部分は、既に倉庫の敷地となっております。高川原〇〇〇番〇は、一部が住宅の進入路として利用されてきました。

この件については、始末書が添付されております。

既存建物は、改修して使用するとのことです。

全体的な土地の利用計画は、建物敷地の外、庭園及び駐車場として利用します。

申請地は、整地のみで、造成は行わないとのことです。

申請地の周囲はブロック塀及び道路で囲われます。

給排水は既存の物を引き継ぎ、新たに生活排水は生じないとのことです。

近隣農地等への影響はないと見込まれますが、トラブルが生じた場合は転用者の責任において対処することが申請書に明記されております。

銀行の残高証明書で十分な資金があることが確認できます。

麻名用土地改良区の意見書も添付されております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号106について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号106は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号107から109の3件は、借人が同じで、同一の事業目的のために転用します。
よって、1,000㎡を超えた、主たる申請地である浦庄字下浦担当の吉浦委員に現地調査の結果をまとめて説明願います。

5 番 議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号107から109については、浦庄地区と石井地区に分かれた案件であります。同一の借人の資材置場にかかる、一体の農地転用でありますので、主たる転用地である浦庄地区でまとめて説明いたします。

8月18日に加藤職務代理と浦庄地区から黒住委員と私、石井地区から久米委員、事務局から太田事務局長と片岡主幹、借人〇〇〇〇から〇〇〇〇氏、委任を受けた行政書士で、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、受付番号107が、下浦〇〇〇番〇 田 1,211㎡の内477㎡、下浦〇〇〇番〇 田 845㎡、下浦〇〇〇番〇 田 296㎡で、計1,618㎡と1,000㎡を超えます。貸人は、〇〇〇〇氏です。

受付番号108は、城ノ内〇〇〇番〇 田 243㎡、城ノ内〇〇〇番〇 田 107㎡、城ノ内〇〇〇番〇 田 128㎡、計478㎡です。貸人は、〇〇〇〇氏です。

受付番号109は、城ノ内〇〇〇番〇 畑 191㎡です。貸人は、〇〇〇〇氏です。

現況地目は全て雑種地で、借人の資材置場としてかなり前から利用されており、追認としての申請になります。顛末書が添付されており、今後は農地法を遵守する旨が述べられております。

申請地は全て造成されており、新たな工事はないとのことです。

また、碎石、移動コンテナ等が置かれており、今後も同様に資材を置くとのことです。

現状では周囲に被害が生じておりませんが、万一被害が出るのであれば、責任をもって対応することが申請書で述べられております。

麻名用水土地改良区の区域内施設に影響がないとの意見書が添付されております。

皆様、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号107から109につきましては、同一の借人の資材置場の転用で、一体の事業でありますので、一括して説明させていただきます。

このことは、事業計画書に記載されております。

申請地は、全て昭和46年5月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま吉浦委員が説明されたとおりです。

申請地は、すでに資材置場として利用されており、追認のため転用を申請されました。顛末書が添付され、今後は農地法を遵守する旨が述べられております。

申請地については、貸人と借人が使用貸借契約を締結しており、契約書の写しが添付されております。

主たる事業所は城ノ内〇〇〇番〇であり、申請地はその近隣に位置し、砂利等の資材置場として利用されております。

受付番号107、下浦〇〇〇番〇は、田 1, 211㎡の内、477㎡を転用するので、求積図が添付されております。

受付番号108、城ノ内〇〇〇番〇外2筆については、〇〇〇番〇 雑種地 1, 211㎡と併せて利用されます。

申請地は、全て現状のまま、今後も利用するとのことです。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等を審査したところ、許可やむを得ないのでないかと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
9 番 中村委員質問

9 番 申請地は、何年前から雑種地で使用されていたのかわからないようですが、固定資産税は、これまで農地で課税して徴収していたのですか。

事務局 税に関する個人情報であるので確認できません。
固定資産税は現況課税であるので、現況地目が雑種地であれば雑種地で課税されます。

9 番 農地だと税金が安いですね。
税務課と農業員委員会とで税情報の共有は、できないのですか。

事務局 農地法上、農地に関する情報は、税務課から得ることができますが、それ以外の情報を得ることはできないのでご理解願います。

議 長 ほかにご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号107から109について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号107から109は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第38号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については1件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号111については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号111、高原字中島の担当であります藤井委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 受付番号111について説明いたします。
8月17日に矢部会長、山口委員と私の3名で申請地に出向いて、行政書士から事情を聞き、現地調査をしてまいりました。

今回、非農地証明を申請している土地は、登記簿上は田となっておりますが、昭和46年以前から宅地として利用していたそうです。

この度、麻名用水土地改良区への賦課金支払時に、田の金額であったことが判明したことから、申請地の地目が田のままであったことに気づき、農地の違法転用状態を解消するために非農地証明願を提出したとのことであります。

証明願に添付されております、昭和44年5月1日撮影の日本地図センターの空中写真に申請地の家屋、倉庫が写っており、証明願どおり昭和46年以前から宅地として利用していたことが確認できます。

また、麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

農地への復元は著しく困難と思われ、非農地証明をしても問題はないと思われま
す。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号111の申請地は、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま藤井委員が説明されたとおりです。

昭和46年以前より宅地として利用していたとのことであり、線引き前に撮影された撮影年月日が昭和44年5月1日、証明年月日が令和4年6月29日の一般財団法人日本地図センターの空中写真が添付されております。

現在も住宅の敷地になっているため、農地への復元は著しく困難です。

麻名用水土地改良区の意見書と、線引き以前から宅地として利用されてきた農用地区域内の農地でないことの証明書が添付されております。

農地の区分を含め、申請書類、添付書類を精査した結果、非農地証明書の交付に問題はないと判断しております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号111について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号111は、非農地証明書を交付いたしま

す。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第39号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、2件受理しました。

報告第40号 農地法施行規則第29条第1号の規定、転用制限の例外による届出については、1件受理しました。

報告第41号 農地法第18条第6項の規定による通知については、3件受理しました。報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって、令和4年8月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。